

(その1)

收支報告書

〒106-0045

- 1 主たる事務所の所在地 東京都港区麻布十番2-17-3
麻布プレイス202
- (ふりがな) せいりしによるかたやまさつきこうえんかい
- 2 政治団体の名称 税理士による片山さつき後援会
- 3 代表者の氏名 原田 伸幸
- 4 会計責任者の氏名 渡邊 久雄

5 平成 25 年分

団体コード	02400129200020
前年繰越額	358,006 円

事務担当者の氏名 南村 恵子

電話番号 TEL&FAX 03-5443-3161

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合

226830



※該当箇所に レ すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体	
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	
活動区域の区分	
東京都市内	

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> レ 無
公職の種類 (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	
(※) 資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日	から
平成 年 月 日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> レ	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 片山さつき	
公職の種類 参議院議員 (現・候)	
(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日	から
平成 年 月 日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

都 団 体 用

(その2)

収 支 の 状 況

項目	金額			項目	金額		
	[十億]	[億]	[百万]		[十億]	[億]	[百万]
I 収入総額 (1)~(2)の計		440	533	II 支出総額 1~2の計		954	5
(1) 前年からの繰越額		358	006	1 経常経費の合計 (1)~(4)の計			
(2) 本年の収入額 1~6の計		825	27	(1) 人 件 費			
1 個人の負担する党費又は会費		13	000	(2) 光 熱 水 費			
(党費又は会費を納入した人の数)		13 人		(3) 備品・消耗品費			
2 寄附 (1)~(2)の計		600	000	(4) 事 務 所 費			
(1) 寄附の区分 ア~ウの計		600	000	2 政治活動費の合計 (1)~(6)の計		954	5
ア 個人からの寄附				(1) 組 織 活 動 費		607	5
(うち特定寄附)				(2) 選 挙 関 係 費			
イ 法人その他の団体からの寄附				(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア~エの計		347	0
ウ 政治団体からの寄附		600	000	ア 機関紙誌の発行事業費			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				イ 宣伝事業費			
(2) 政党匿名寄附				ウ 政治資金パーティー開催事業費			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入		95	00	エ その他の事業費		347	0
(1) (3)のうち特定パーティーの対価に係る収入 (1000万円以上の政治資金パーティー)				(4) 調 査 研 究 費			
(2) (3)のうち政治資金パーティーの対価に係る収入 (パーティーで1人20万円超の支払)				(5) 寄附・交付金			
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)				(6) その他の経費			
4 借 入 金				備 考			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
6 その他の収入 (1)~(2)の計			27				
(1) 10万円未満のものの計			27	III 翌年への繰越額 (I - II)		430	988
(2) 10万円以上のものの計							

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入						
事業の種類	金額			備考		
勉強会	十億	百万	千	9500	円	平成25年2月18日
この頁の小計				9500		(注1)すべての事業収入を記載してください。
合計				9500		(注2)同一の事業収入は一行に計上してください。
						(注3)政治資金パーティーのうちで、1,000万円以上のパーティーについて は(その10)に詳細を再掲してください。
						(注4)合計は最終頁に記載してください。
						(注5)政治資金パーティーは備考欄に開催日、開催場所を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入						
摘要	金額				備考	
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
1件10万円未満のもの					27	
合計					27	

(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳

寄附者の氏名(又は名称)	金額				年月日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
	十億	億	百万	千				
東京税理士政治連盟			30	000	平成25.3.25	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1	内藤信子	
東京税理士政治連盟			30	000	25.9.25	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1	内藤信子	
この 頁 の 小 計					60000			
その 他 の 寄 附								
合 計					60000			

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	組織活動費（組織事業費）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	億	百万	千	百	円	平成			
この頁の小計										
その他の支出						6075				
合 計						6075				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		元他の事業費 (勘定会 2/18)		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	億	百万	千	円	平成					
この 頁 の 小 計											
そ の 他 の 支 出						3 470					
合 計						3 470					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「他の支出」に括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「他の支出」に括して記載してください。

(注3) 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 3 月 3 / 日

政治団体の名称

税理士による片山さつき後援会

会計責任者の氏名

渡邊 久雄



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名



（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成 26 年 3 月 31 日

税理士による片山さつき後援会

代表 原田 伸幸 殿

登録政治資金監査人 **前村博二**
登 録 番 号 第 4 2 8 2 号
研修修了年月日 平成 24 年 11 月 9 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下、「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、税理士による片山さつき後援会の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、預金通帳、領収書及び領收書等を徵し難かつた支出の明細等について、支出に関する政治資金監査を行つた。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）の最新版に基づき行つた。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した收支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、預金通帳、領収書等及び領收書等を徵し難かつた支出の明細書等について、政治資金監査マニュアルの最新版に基づき政治資金監査を行つた結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、税理士による片山さつき後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計・帳簿、預金通帳、領収書等及び領収書等を徵し難かった支出の明細書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 項に規定する事項について、会計・帳簿には、当該国議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国議員関係政治団体の会計責任者が当該会計・帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計・帳簿、預金通帳、領収書等及び領収書等を徵し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、会計・帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による片山さつき後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による片山さつき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間ににおいても、同様である。

以上